

## 中国における一般の株主権保護の課題

上海大江橋法律事務所弁護士 松井 衡

### 目 次

- はじめに
- 一 中国の株式会社の歴史的な経緯・特徴（日本との比較）
- 二 中国の株式会社における株主権の概観
- 三 訴訟を通じた株主権の保護制度の概観
- 四 中国で会社関係訴訟を提起・維持する際に予想される問題点（日本との比較）
- 五 まとめ

### はじめに

近い将来、中国の株式会社において株主代表訴訟<sup>1</sup>が導入されることが検討されているようである<sup>2</sup>。中国経済における会社制度の重要度が高まってきたこと、上場会社の株主として一般の株主（一般投資家）<sup>3</sup>が増えてきたことなどから、必要となったと考えられる。これが、今後の中国の株式会社におけるコーポレート・ガバナンス向上の一つの契機になることが期待される。以下は、中国において3年間弁護士として活動した経験に基づいて、中国と日本の法律・会社制度の比較の観点から、中国における株主訴訟制度を概観し、また将来の制度整備に向けて若干の問題提起をしようとしたものである。

#### 一 中国の有限会社・株式会社の歴史的な経緯、特徴（日本との比較）

##### 1. 日本における株式会社の概念とその株主権

株式会社は、各自が有する株式の引き受け価格を限度とする有限の間接責任を負うにすぎない社員（株主）のみからなる会社であり、株主の個性が問題とならないので、多人数の結集が可能となり、大衆資本を集めて大企業を起こすのに適した制度とされている。すなわち、資本主義の

下で規模の利益を追求するのに適している。

このような形態をとることにより、経営に興味を持たない株主が増え、所有と経営は分離されている。取締役は株主総会を通じて選出され、その意思決定過程では、資本を多く投下してリスクを負担する多数派株主が主導権を有するようになる。ただ、株主には以下のような権利が与えられている（重要なもののみ。一部は少数株主権）。

株主総会における議決権、総会招集権、議案提案権、質問権（説明義務）

株主総会無効・取消の訴え（総会決議の瑕疵を攻撃する権利）

総会議事録、取締役会議事録、計算書類、帳簿閲覧権、検査役選任権（情報収集権）

違法行為の差止請求権、役員解任訴権、代表訴訟提起権（監督是正権）。なお、株式買い取り請求権も、それが行使されそうなことは経営者に対する強い警告の意味を持つ。

日本の会社法は、立法時から基本的に「資本主義」のもとで運用されてきた。これら株主の権利も、大衆からも資本を集める株式会社において、株主の基本的権利として整備されてきた。そして、各権利の行使の方法、要件、効果、とくに会社が同権利の行使を認めない場合の処理（権利を担保する制度：裁判所による救済や、株主自らによる総会招集手続など）が具体的に定められている。

## 2. 中国における株式会社と株主の権利

(1) 以下に、中国の株式会社における株主の権利を概観する。その前提として、日本との比較の視点を設定するために、中国が株式会社を導入した経緯を概観し<sup>4</sup>。中国の株式会社制度導入の背景を確認する。

もともと、中国の生産手段は、共産主義の下で原則公有とされていた。1950年の私営企業条例などが合資会社や有限会社などを認めていたが、1960年代から1970年代にかけて集団化、公有化が行われ、その後は国有企業が工業生産の中心を担ってきた。

1980年代から改革開放が始まり、その中で私営企業が認められるようになるとともに、株式会社制度の導入が国有企業改革の切り札として利用される方針が徐々に明らかになってきた。ここでは、株式会社の由来から来るその資本主義の基本ツール性というイデオロギーは薄まっており、イデオロギーに関係なく利用できる中立のツールとして株式会社がとらえられているようである<sup>5</sup>。

国有企業の抱えている問題の一つは、国家が企業を丸抱えしていることにより、当該国有企業における責任の所在が曖昧になり（親方日の丸的になり）、一部の国有企業などで赤字を垂れ流す体質が定着してしまったことにある。具体的には、一部の国有企業において、管理人員が責任を

もたされないのでは効率が全く上がらず、能力も重視されず、国有資産が流出したり、また従業員もインセンティブがなく、反対に衣食住はもとより教育、医療、年金についてまで国有企業に頼ってしまうという依存体質を形成してしまうことがあったようである。

中国における株式会社制度は、このような国有企業の改革のために利用されているツールの一つであるという見方もできる。つまり、このような国有企業を組織改革によって株式会社にすることにより、当該企業に対する国の無限責任を遮断し、企業の自己責任と自己利益を徹底させる（業績が悪ければ当該企業を破産させる）ことで、無責任体質を脱却しようとする目的もあったのではないかと推測される。同時に、中小国有企業については、株式化を通じて大規模な組織再構成を行い、資源を重点企業に集中させたり、また重点企業については株式化を通じて広く大衆から、再生に必要な資金調達を図るといった目的も併せ持っていたと予想される<sup>6</sup>。

(2) 以上のような状況の下、大型株式会社では株式の過半数を国家株（国が所有する株）または国有企業関連の持株会社が有する法人株が占めるという現象が顕著とのことである。とくに、大型国有企業の改革では、国が51%を握っていれば、当該企業のコントロールは国が握りながら、残りの新株を公募などすることで大衆からの資金調達を行うことができるというメリットが利用されるようになったようである。

(3) また、中小の国有企業における株式合作化の現実も注目すべき現象である。中国の国有企業改革における一つの指針として「大をつかみ、小を放す。」という標語が使われている。これは、大型国有企業は重点的に資金をつぎ込むんだりしてリストラを行うなどして国が積極的に存続を図るが、中小の国有企業は自主的な再建に任せることがあるという政策を指していると言われる。実際にもと国有企業であった企業を調査したりすると、あたかも出資母体が主要資産を引き揚げてしまい、残った資産の一部を従業員等が買い取って存続していると推測されるような企業をみることがある（この場合も株式の過半数を国が所有していることもある）。

(4) 以上のような経緯から、中国の一般的な株式会社では、多数派を占める国有株・法人株の株主が経営陣も寡占することになる。そしてそのような会社に一般の株主として大衆や従業員が参加することになる。これら中小株主は、意思を統一することも少なく、大株主に対抗して会社経営において自分の主張を通そうという意思にかけることが多い。従って、通常は必然的に大株主である国有持株会社・集团公司、または資産管理部門・政府の部門の意思が経営（陣）に決定的な影響を与えることが多くなるであろう。

正常な株式会社では、経営陣はすべての株主から経営を任されているのであり、一部の大株主等の利益を図ることなく会社のために会社を経営しなければならないはずである。しかし、以上

のような状況が、ときに一部の株式会社で大株主による経営の専断を招いているように見える場合がある。

#### (5) 中国における上場企業の特徴

以上のように、国有企業主体で形成されてきた株式会社制度のもと、中国国内の上場会社が形成されてきた。そして、中国の上場会社にもその歴史的経緯を反映した特徴があるように思われる。中国証券監督管理委員会の摘発案件の報道や、紹介されている上場企業トラブル事例の資料などを見ていると、これら上場会社の一部に一定の現象が存在すると思われることがある。

そもそも中国において上海、深圳、または外国において株式を証券取引所に上場するためには、各地方の主管部門および中国証券監督管理委員会の認可が必要である。地方の企業にも平等に上場の機会を与える必要がある一方、地方企業の上場案件では対象会社の財務体質などが大都市の企業に比べて弱いこともある。そこで、一部の財務状態がそれほどよくない国有企業（集団）が証券市場での上場および資金調達を図ろうとすると、一部の財務状態のよい企業に優良資産を集め、それを独立させてそっだけ上場させることなどがあるようである。一方、上場対象の企業を含む企業集団はもともと相互に深く結合した国有企業であったため、ときに相互の関係を通じて資産の移動が容易であることもある。ときに一部の国有企業を中核とする上場会社において、株主への違法融資や資産の流出事件がおきるのは、以上のような背景も一因となっていると推測される<sup>7</sup>。このような状況が、中国の会社法における少数派の株主保護・コーポレート・ガバナンスの制度設計および実務運用における大きな要因となっていることは想像に難しくない<sup>8</sup>。

## 二 中国の株式会社における株主の権利の概観

1. 中国の国有企業が株式会社化された場合で、その株主が国または上部の国有企業等実質的に国と同視できる機関のみで構成されている場合、株主はそれが任命する取締役および取締役会で選任される総経理を通じて、実質的に当該株式会社をコントロールできると考えられる。

そのような株式会社においては、国または国有企業等以外の一般株主が参加してきた場合、それら株主の権利保護が重要な問題となると考えられる。とくに、上場会社においては、広い範囲でかつ多種多様な一般株主が出現してくると考えられる。前述のとおり、中国の上場会社は国有企業をその前進としている場合が多い。個々の株式会社によっては大株主たる国または関連国有企業 v. s . 一般株主の利害が一致しない場合も予想される。そのような状況の下で、中小

／一般株主はどのような権利を行使できるのでしょうか。中国の株式会社の株主に与えられた権利を概観してみる。

(1) 株主総会における議決権(1株1議決権)：会社法第106条

なお、総会に出席できる株主の資格を制限している会社が多いとする文献もある。中には、株主総会の出席のために厳しい資格を要求する例もあるとされる。ただ、これは会社法第106条との関係で問題になるであろう<sup>9</sup>。

(2) 100分の10以上の株主の、臨時総会招集請求権：会社法第104条3号

ただし、株主が総会招集を請求したのに対して取締役会がこれに応じない場合、具体的にどのような救済が得られるかについて会社法には明文の規定はない。上場会社では、取締役会が株主等の書面召集要求から一定期間以内に招集通知を出さない場合、会社所在地の地方証券主管機関の同意を得て、株主が自ら臨時株主総会を招集できるとされる<sup>10</sup>。

(3) 定款、株主総会議事録および財務会計報告を閲覧する権利：会社法第110条

なお、株主が取締役会議事録を閲覧する権利、会計帳簿や伝票を閲覧する権利、検査役による業務、財産状況の調査を行う権利に関する規定は、会社法においては、明文では存在しない<sup>11</sup>。

(4) 会社の経営に対して提案または質問をする権利：会社法第110条後段

しかし、会社法明文上には、株主総会における議事提案権・質問権などの具体的行使手続に関する規定は少ないが、上場会社では議事提案要件および手続が規定されていないため、この条文を実効性のある形で運用させるためには課題が残っているとされる。また、質問権についても、事前質問状の制度等の規定が明文ではないため、同様の問題が残ると言われている<sup>12</sup>。

(5) 「株主総会または取締役会の決議が法律または行政法規に違反して、株主の適法な権益を侵害する場合」に、「人民法院に対して当該違反行為および侵害行為の停止を請求する旨の訴え」を提起する権利：会社法第111条：同制度については、後述する。

2. 以上の中国会社法上の株主権(少数株主を含む)の内容を、日本の会社法と比較してみた場合、権利の種類が少ないほか、その権利行使を担保する具体的な担保制度の規定が少ないと言わざるをえない(とくに非上場会社)。日本の会社法と中国の会社法を単純比較することは妥当ではないが、一般株主の権利保護のためには、今後これら株主権の具体化、制度的担保制度の拡充が一つの焦点になると予想される。

### 3. 取締役・総経理の責任

中国の株式会社の経営機構は、取締役から構成される取締役会、および総経理を中心とする日常経営管理機構を中心に構成される<sup>13</sup>。

少数派の株主の権利が侵害された場合の救済としては、当該侵害行為を会社の経営陣が行った場合に当該経営陣の責任を追及する方法があり得る。そこで、取締役および支配人と会社の関係を概観しておく。

取締役と会社の関係については「代理関係説」および「委任関係説」などがあるが、会社法においては、「取締役は、定款を遵守し、職務を忠実に履行し、会社の利益を維持保護しなければならない・・・」（会社法第123条）と、受任者の義務に近い規定が置かれている。具体的な義務については会社法第59条 第63条が株式会社にも準用されており、具体的に会社の資金を他人に貸し付けることの禁止や、競業避止義務などを負っている<sup>14</sup>。

総経理は、取締役よりもむしろ日常経営に携わるものであるが、通常会社との関係は雇用関係である。ただ、会社法上では取締役と同じような義務を負わされている（会社法第123条）。

なお、会社以外の第三者に対する責任については、日本の会社法上の第266条の3に相当するような規定は、会社法上明文の規定としては見当たらない<sup>15</sup>。なお、中国の証券取引法第63条を参照されたい（証券発行会社の取締役、経理の情報開示義務違反に関する損害賠償責任）。

### 三 訴訟を通じた株主権の保護：株主が提起できる訴訟の種類と性質の概観

1. 中国の会社法において、株主が経営陣等の違法行為に対して訴訟を提起できることを直接規定している条文は、会社法第111条である。同条は、「株主總會または取締役会の決議が法律または行政法規に違反して株主の適法な權益を侵害する場合には、株主は、人民法院に対して当該違法行為および侵害行為の停止を請求する旨の訴えを提起する権利を有する。」であるとしている。

ただし、同条については、具体的な原告適格、提訴事由、手続、判決の対世効などに関する明文の規定が少ないため、実務においてどのように運営されるのかについて各種の問題が提起されている<sup>16</sup>。

なお、株式会社の取締役、経理などの法律上の責任については、会社法第123条および準用される同第59条 - 第63条が各種の責任を定めている。また、罰則関係の責任は同法第10章が定める。ただし、それらの中で規定されている民事上の責任についても、責任の性質等について不明な点が残されている。

2. 中国の会社におけるこれら株主の訴訟については、具体的な手続に不明な点があるものの、株主の権利を保護する手段として最近注目を集めているのは前述のとおりである。そのなかでも「株

主派生訴訟」(日本の「株主代表訴訟」に近いと思われる概念)は最近の新聞などでかなり多く取り上げられている。中国会社法の株主による訴訟の規定が不明確なこともあり、「株主訴訟」、「株主代表訴訟」または「株主派生訴訟」といった言葉が各種の意味で使われているので、以下に本稿での用法の整理を試みる<sup>17</sup>。

(1) 股東訴訟(中国語):「株主が純粋に、株主の地位に基づく自らの利益を維持するために、会社またはその他の他人に提起する訴訟」をいうとされる。株主の財産的利益に向けられた権利等を請求する訴訟の他、共益権的な権利の行使を求める訴えなどもこのなかに分類されるようである(中国会社法第111条に基づく訴訟もこのなかに分類されている)。

具体的な例としては、株主が会社に対して、合法的に確定された配当を請求する訴訟、法に基づいて会社の資料を閲覧するよう請求する訴訟、株主権の行使を妨害されたときに正当な行使を求めるよう請求する訴訟、などが挙げられている。

一昨年発生した上場会社の紅光実業事件において、株主が虚偽の情報開示を行った会社および取締役などに対して提起した訴訟は、この股東訴訟に該当するとされている。

(2) 股東代表訴訟(中国語):「実体法上の権利としては、株主自身の会社等に対する権利の行使を求める訴訟であるが、中国民事訴訟法第54条および第55条の規定に基づき当事者が代表人を選任して遂行する共同訴訟」とされる。同一の権利を行使しようとする少数派の株主が集まり、代表を選任して株主総会決議取り消しの訴えなどを提起する場合は挙げられている。

(3) 股東派生訴訟(中国語):日本語のいわゆる「株主代表訴訟」に該当する訴訟であると思われる。報道などによれば、「会社の正当な権益が侵害を受け、かつ会社が当該新会社に対する責任追及を拒絶し、または怠った場合に、株主が会社の利益のために、自己の名義をもって会社に代わり侵害人に対して提起する訴訟」と定義される。

中国の実体法上、この訴訟を明確に規定した条文はない。しかし、報道などによれば、北京海淀区裁判所がこの形態の訴訟を審理したとされる。

具体的には、取締役、監査役、総経理など的高级職員が、違法に越権行為を行い、会社に損害を発生させたとき、それらのものが賄賂を受け取り、会社の財産を占領し、会社の資金を使用する場合、取締役、高級職員、主要株主などが、会社に対して負う誠実義務に違反して会社に対して損害を発生させたとき、主要株主と会社との取引が会社に損害を与えたときなどに、会社に代わり株主が損害の賠償を求めて提起するそしょうであるとされる。

新聞報道によれば、「北京中燕探湖羽織」製品株式有限会社の株主が、その大株主およびその所属する企業により会社の資金8,734万元が使用されてしまったことに対して提起された訴訟が、

この股東派生訴訟に該当する、とされる。

#### 四 中国で会社関係訴訟を提起・維持する際に予想される問題点

以上のように、中国の会社法では、訴訟を通じた株主権の保護（会社および大株主による権限の濫用に対する是正）に関する明確な規定が少ないが、実務においては徐々に権利を行使しようとする株主がでてきているようである。ところで、中国においても、会社法上認められた株主の権利を保障し、具体的に訴訟などの制度を通じて一般株主の保護を図る手段を担保することは、健全な株式会社制度および株式を中心とする証券市場の発展に不可欠であると考えられる。

そこで、以下中国の司法制度の特徴に鑑み、実務上訴訟を通じて株主権の保護を図るときに予想される問題点を検討する。

##### 1. 訴訟の提起段階における問題

(1) 中国の裁判所で民事事件を提起する際には、受理廷において受理担当裁判官による訴状、および証拠の初歩審査を受けなければならない。そして、実務上の扱いとしては、初歩審査において、原告が裁判官に対しある程度請求が成立する見込みがあると納得させないと裁判の受理をしてもらえないことがある。なんとかして訴えを裁判所に受理させる能力は、弁護士能力の中でもかなり重要な能力である。

しかし、基層人民法院などでは、専門性をもった裁判官などが充分でないことがあり、特殊、複雑、または法的な根拠に若干疑問がある訴えなどでは、裁判官が請求が成り立たないと判断してなかなか受理してくれない場合がある。また、審級管轄の問題から、中級人民法院に直接持ち込める事件は限られている。

以上に説明したとおり、中国の会社法上、股東訴訟、および股東派生訴訟に関する原告適格、請求原因などを具体的に定めた条文は若干少ないと言わざるを得ない。受理段階における問題を防ぐために、立法的な措置が望まれる。

##### 2. 証拠収集に関する問題

日本では、株主代表訴訟等の会社関連訴訟における証拠の偏在が指摘されている。日本の民事訴訟には、ディスカバリーやデポジションといった制度が存在せず、文書提出命令も会社が自己のために作成した書類などについては開示をなかなか認めない方向で運用されているとされる。

他方、日本では100分の3以上の株式を有する株主であれば、計算書類の閲覧などを通じて資

料を収集できる。また、検査役の選任などを通じて証拠を収集することも考えられる。また、証人尋問を通じて、ある程度の証言を収集することもできる。しかし、それでも証拠収集の限界などから、取締役の行為等の事実に関する審理が十分尽くされていないのではないかという指摘がなされる（大和銀行株主代表訴訟事件に対する商事法務第1576号岩原教授の評釈等を参照）。

一方、中国の民事訴訟で直面するのは、基本的な証拠収集および事実の証明の困難である。中国の民事訴訟では、複雑な案件を除いて口頭弁論が三回以上開かれる事件は希であり、証人尋問が採用される割合もそれほど高くない。さらに、中国の会社法第110条で株主に与えられている情報収集権は、対象が「定款、総会議事録および財務会計報告」とされ、帳簿等までは含まれていない。前述のとおり国有株主と圧倒的に情報量に差がある一般株主が十分な資料を収集できるか疑問があると言わざるをえない。

このような環境において、もともと一般株主にとっては証拠の収集の困難が指摘されてきた会社訴訟を提起・維持することはかなりの困難が予想される。事実上、一昨年の紅光事件のように、中国证券监督管理委员会等の行政機関・司法機関による強制捜査およびその結果の報道などがないと、訴訟維持に必要な証拠収集は困難ではないかと予想される。もし、会社訴訟をコーポレート・ガバナンスの重要な手段として構築するのであれば、証券取引法上の情報開示の充実・企業経営の透明性の確保と合わせ、会社法上の株主による資料収集権（一般の株主でも行使できる権利）の充実なども図る必要があるのではないかと考える。

### 3. 審理、判決の効力、執行に関する問題

中国の民事訴訟でしばしば直面するのは、法廷での審理と平行して裁判所の審判委員会が事件を審理し、判断を下すことがあるということである。審判委員会の審理においては、社会的な問題になる可能性のある事件などについて、各種の要素が考慮されると言われる。前述のような上場会社が巻き込まれる事件などは、社会の広い範囲に影響を与えかねない要素がある。そこで、以上のような公開法廷以外の判断により、本来あるべき司法制度を通じた株主の保護に支障が生じないかが心配される。

また、株主総会決議の無効・取り消し訴訟や、取締役会の決議の瑕疵に関する訴訟についても、訴訟提起の要件、原告適格、判決の対世効といった具体的内容および手続関係の規定に欠けることは先に指摘したとおりである。関連した権利の具体的内容や、手続が不明であることを理由として、訴えを通じた解決が阻害されることなどあってはならないと考える。

## 五 まとめ

中国における中国会社法発展の経緯・現在の大株主主導による会社統治の現状から考えると、訴訟を通じた一般株主の保護制度は必要性の高い制度であると考えられる。とくに、中国が株式会社制度および証券市場の健全な成長を維持するためには、非常に重要な役割を果たすのではないかと考えられる。

一方、それを支えるべき会社法等の関連法規中の規定は、まだ充分であるとはいえない。そのため、これら規定については立法的な解決を今後も継続して図る必要があると考えられる。同時に、司法を通じて会社統治の是正を行う際のメリットである「公正さの確保」を制度的に保証していく必要があると考える。

### 註

---

<sup>1</sup> 中国語では、「股東派生訴訟」というようである。後述。ただし、李黎明主編『中日企業法律制度比較』（法律出版社、1998年）（以下、「李日中企業法比較」という。275頁。）および劉俊海『株式有限会社株主権の保護』（法律出版社、1998年）（以下、「劉株主権保護」という。268頁。）は「股東代表訴訟」ともいう。

<sup>2</sup> 日本経済新聞2001年1月10日付記事、同2000年12月26日付記事参照。

<sup>3</sup> 以下、本稿では「一般株主」ということにする。中国の新聞報道などでは「小株主」と言われることもあるが、これは後述するように、「大株主」たる国有株・法人株の株主（すなわち国または集团公司）に対応して小さな株主、すなわち個人などの一般株主を意味する言葉と考える。

<sup>4</sup> 中国の会社法に対する比較法的考察について、判タ857酒巻教授の対談（以下、「酒巻対談」という。）、および志村治美ほか編『中国会社法入門』（日本経済新聞社、1998年）（以下、「志村中国会社法入門」という）17頁以下参照。

<sup>5</sup> 会社法7条、「志村中国会社法入門」57頁以下参照。中国人民大学出版社「会社法および関連法規規定の新釈新解（1998年修訂本）」（以下、「会社法新釈新解」）144頁以下参照。

<sup>6</sup> 以上は論者の推定を含む。なお、「志村中国会社法入門」47頁以下、「酒巻対談」7頁以下参照。

<sup>7</sup> なお、会社における国有財産の所有権の帰属について、会社法第4条、「酒巻対談」、「会社法新釈新解」88頁以下参照。

<sup>8</sup> なお、1999年8月11日付上海証券報は、中国の上場企業における小株主（一般株主）保護の問題点を指摘する「小株主の權益を保護するための代表訴訟制度の設立について」という記事を掲載している。その中で、中国の上場会社で散見される問題として もともと中国の上場企業は国有企業が主体であり、ほとんどの上場会社で大株主として国または国有企業関連企業が残っていること、 それに対して小株主は一般個人が多く、大株主と立場がまったく異なること、 取締役会は大株主の意向を反映した取締役で完全に固められることが多く、社外取締役の導入はほとんど行われていないため、一般株主の利益が軽視される事件がままた起きること、 とくに中国では、大株主（もとの国有企業関連部門など）が新株発行において現物出資を行い、過大な評価を受けて大きな利益を受けたり、オペレーションにおいて

派遣した取締役を通じて大株主が利益を受ける関連取引を行わせたり、または大株主に対する利潤の移転や資金の供与事件なども起きていること、などを挙げている。

<sup>9</sup> 中国の株式会社一般を規定するのは会社法であるが、上場会社の株主総会、取締役会、監査役会等については、「上場会社定款手引」(「上市公司章程指引」、以下「上場定款」という。)(中国証券監督管理委員会1997年12月16日)および「上場会社株主総会規範意見」(「上市公司股東大会規範意見」、以下「上場総会規範」という)(中国証券監督管理委員会2000年5月18日)が、事実上の会社法に近い効力を有する規範として機能していると言われる。上場会社の株主の権利を検討する場合には、これらを参照する必要がある。「志村中国会社法入門」133頁参照、「劉株主権保護」136頁参照。なお、「上場定款」第49条、第62条も同様に規定する。

<sup>10</sup> 会社法につき「劉株主権保護」313頁。「上場定款」第54条、および「上場総会規範」第3章第19-第26条参照。「上場総会規範」では、株主の招集する臨時総会に関して中国証券監督管理委員会の役割が多いのが特徴である。

<sup>11</sup> 「劉株主権保護」177頁、会社法175条2項参照、「上場定款」第35条もこれらについて規定している。

<sup>12</sup> 「志村中国会社法入門」139頁参照。「会社法新釈新解」699頁も具体的な提案権、質問権の行使方法についてはあまり触れていない。上場会社では、提案権の特殊要件は100分の5、議事によっては事前提案が必要である(「上場定款」第57条以下、「上場総会規範」第12条以下)。質問権、取締役の説明義務に関する具体的規定は少ない。

<sup>13</sup> 取締役会および総経理の権限、構造については省略する。

<sup>14</sup> 「劉株主権保護」216頁以下に詳しい。上場会社取締役の義務も基本的に同一(「上場定款」第80条以下)。

<sup>15</sup> 「劉株主権保護」265頁以下参照。「上場定款」第81(2)、第88条は取締役の株主に対する義務を規定するが、具体的内容は明らかではない。

<sup>16</sup> 「会社法新釈新解」700頁は、「人民法院は、当該株主の提起する訴訟に対して、法定の基礎条件に合致すると考えれば、受理すべきであり、事実が明らかになれば、法に基づき、当該決議の無効、または当該決議を取り消しとする判決をすることができる。」とする。ただし、手続きの詳細、総会無効または取消の要件、手続きなどについては、とくに言及していないが、具体的な手続きについては触れていない。なお、「李日中企業法比較」247頁、「劉株主権保護」306頁以下参照。「上場定款」第37条は同条と同一、「上場総会規範」第42条も実質同一であり、上場企業向の特則は発見できていない。

<sup>17</sup> この分類は、上海証券報2000年12月18日付記事による。なお、前注(2)参照。

## 付録：中国における株主による上場会社に関する訴訟の例

1998年、証券市場という週刊誌が、1996年に上場したもと国有企業A社の内実を報道した。内容は、粉飾決算、利益水増などにより、同社が上場資格を騙し取った(1996年)という。同社の累積赤字は、1億300万元なのに、それを5400万元の利益があると粉飾して上場しているとのこと。同社は、国有企業でテレビ部品のメーカーであり、当該省では古くから操業している歴史ある国有企業であった。

上場を果たせた理由については、次のように報道された。同社はかつて国に大きな貢献をしてきた(上納金)。しかし、近年では成績が悪くなり、上場の前の年も欠損を出し、従業員の給料にも事欠くようになっていた(後の調査によれば、上場時に既に生産停止に追い込まれていたとの調査結果もある)。そこで、経営陣が上場による資金調達により同社の延命を図ろうということになったところである。報道および後の経営陣に対する刑事訴訟によれば、同社の経営陣が粉飾決算と上場資格の詐欺取得を仕組んだことになっている(董事長、総経理、財務部長が中心)。さらに、証券会社と弁護士、会計事務所も行政処罰を受けている。

1997年5月の新聞の広告によれば、新株を7000万株発行。発行価格は6元(1株)。調達予定額は約4億元。なお、上場費用は1500万元であった。しかし、上海証券取引所に上場した比から株価は下がる一方であった。上場当時の価格14元(1株)から9元程度に下落する。

報道をきっかけに、証券監督管理委員会と検察が前後して捜査を行い、経営陣の責任を追究(証券監督管理委員会による行政処罰が1998年10月、刑事裁判もそれに続く)。市場の噂では、同省の政府関係者も行政上の処罰をうけたとのことである。

### 株主による訴訟

事件：1株14元程度で買った一般株主Zが、1998年12月、B市C区に提訴した。被告はすべての董事(13人)、総経理、上場に関係した会計士。内容は、虚偽の開示情報に基づいて買った1800株に対する損失3000元。

訴訟提起にあたり代理人がつき、区の人民法院で訴訟は受理された。最初の証拠は新聞記事のみであった。しかし、口頭弁論がないまま、審判委員会が1993年3月に不受理を決定し、裁定が出たとのことである。裁定書によれば、根拠条文は、民訴112条であるが、理由の一つに虚偽表示と損失の間に因果関係がない、とされている。さらに、判決を代理人が知らない間に裁判官が直接原告に対して送達した。

事件：別の原告Y(1万株程度の株主)が、1999年の初めに同社のすべての董事を被告として、証券監督管理委員会が1998年10月に会社に対して課した100万円の罰金を会社に返還せよ、という訴訟を提起しようとした。同じくB市C区の人民法院に提起しようとした。しかし、裁判所が資料を受け取らず、同訴えは受理されなかった。さらに、受理しないと言う裁定書もなかった。

事件：個人で訴えると影響力が薄くなると考え、別の株主10人が同時に提訴(1999年5月)。訴えの内容は個人の損害賠償(不実の情報開示による董事の株主に対する民事責任)。訴状は受理されたが、7日以内に不受理の裁定が下された。理由は因果関係の不存在であり、裁判所が受理すべき事件ではないとされた。B市中級人民法院で受理され、第1回口頭弁論が開かれたが、被上訴人は欠席のまま一審裁定を維持する(不受理が維持される)裁定書が出た。